

見守り 新鮮情報

「あなたの**俳句**は**素晴らしい**。**新聞**に**掲載**しないか」と電話で勧誘され、**有頂天**になり**承諾**した。掲載料は、2万円

と聞いていた

が、確認すると

24万円だった。

高額なので断っても、「**キャンセルは出来ない**」と強く言われ、**仕方なく契約**した。新聞にも掲載されてしまった。(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

「俳句が素晴らしい」と褒められて …24万円の掲載料

ひとこと 助言

きっぱり
断ろう



見守るくん

- 「俳句」以外にも「短歌」「書道」「絵画」「写真」等で同様の手口が発生しています。
- 褒められて嬉しい気持ちに付け込まれ、つい承諾してしまいがちですが、一度限りのつもりが次々に勧誘されるケースもあります。執ように勧誘される場合は、あいまいな断り方をせず、きっぱり断りましょう。
- 電話勧誘販売の場合、事業者は契約書面を交付する義務があります。掲載料等の契約内容は書面でしっかりと確認することが大切です。契約書面が渡されていないときや、法定の契約書面を受け取ってから8日以内のとき等はクーリング・オフが出来る場合があります。
- 不安なときは、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。
- 周囲の人も、不審な書類がないか、変わった様子がないか、普段から気を配りましょう。